

# 教育子ども委員会 説明資料

なごや子ども条例の改正に向けた  
方向性について

令和元年 1 月 26 日  
子ども青少年局

目 次

頁

1 改正に向けた検討の概要	1
2 なごや子ども・子育て支援協議会からの意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」の内容及び本市の方向性について	3
3 今後のスケジュール	10

(参考)

- なごや子ども・子育て支援協議会（なごや子ども条例検討部会）意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」 別添 1
- なごや子ども条例 別添 2

## 1 改正に向けた検討の概要

### (1) 経緯

年 月	内 容
平成 20 年 4 月	なごや子ども条例 施行
平成 28 年 10 月	改正児童福祉法 施行 全ての児童が権利の主体として、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが明確化された。
平成 30 年 10 月	なごや子ども・子育て支援協議会から意見書「『名古屋市における子どもの権利擁護機関のあり方』について」を受領 意見書の中で、「なごや子ども条例」に見直すべき個所がないか検討することについて提言された。
平成 31 年 3 月	名古屋市子どもの権利擁護委員条例 制定 令和 2 年 1 月に子どもの権利擁護機関を設置予定。
令和元年 6 月	なごや子ども・子育て支援協議会に「なごや子ども条例検討部会」を設置 本市における子どもの権利に関する基本的な考え方や条例のあり方について検討した。
令和元年 11 月	なごや子ども・子育て支援協議会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」を受領

(2) なごや子ども条例検討部会委員の構成

(敬称略、50音順)

氏名	所属団体等
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟
金井 篤子（部会長）	名古屋大学大学院教育発達科学研究科
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科
野口 雅弘	名古屋商工会議所
竹内 秀明	(竹内委員 令和元年8月1日～委員交代)
船津 静代	名古屋市教育委員会
間宮 静香	愛知県弁護士会
望月 彰	名古屋経済大学人間生活科学部教育保育学科

(3) なごや子ども条例検討部会の検討経過

区分	開催日	議事等
第1回 部会	令和元年 6月 24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「なごや子ども条例」の策定経過</li> <li>○平成30年度子どもの権利擁護機関検討部会における議論の経過</li> <li>○子どもの権利に関する子どもへの意見聴取の状況</li> <li>○意見交換</li> </ul>
第2回 部会	8月 6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「なごや子ども条例」の改正に向けて</li> <li>○「なごや子ども条例」の改正過程における子どもの参画について</li> </ul>
第3回 部会	10月 16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「なごや子ども条例」の改正についての考え方(案)</li> </ul>

## 2 なごや子ども・子育て支援協議会からの意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」の内容及び本市の方向性について

令和元年 11 月になごや子ども・子育て支援協議会から意見書「なごや子ども条例の改正についての考え方」(以下「意見書」という。)が提出されたことから、意見書に示された「改正についての基本的な考え方」をもとに、「改正すべき内容」として記載された具体的な内容について、本市の方向性を検討する。

### (1) 意見書における「改正についての基本的な考え方」

- 名古屋市では、次世代育成支援策に総合的かつ機動的に取り組むことを目的とし、平成 18 年に子ども青少年局が設置されました。平成 20 年には「なごや子ども条例」が制定され、条例には「子どもの権利の保障」とともに、「子どもの施策を総合的に推進していく」という市の方針が示されています。市の方針としての施策の方向性や目指すべき姿については、今後も継承していくことが望ましいと考えます。
- 「子どもの権利の保障」に関し、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するために、平成 31 年 3 月 27 日に「名古屋市子どもの権利擁護委員条例」が制定され、令和 2 年 1 月に子どもの権利擁護機関の設置が予定されています。
- こうした流れを踏まえ、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えるという観点から、「なごや子ども条例」について、子どもの権利を制限していると誤解される表現を見直し、子どもの権利について市民に正しく理解されるよう努めていくことが必要であると考えます。
- とくに、子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであり、「責任」という表現については子どもの権利に関して誤解を招くおそれがあるため見直し、子どもの権利を保障するのは大人や行政の責務であるということをより明確にすることが望ましいと考えます。

(2) 意見書における具体的な内容に対する本市の方向性

ア 条例の名称

意見書における具体的な内容	本市の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 28 年改正児童福祉法において、子どもの権利を保障することが明確に位置づけられたこと、令和 2 年 1 月に子どもの権利擁護機関が設立されること等を踏まえると、子どもが権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確に表すために、「権利」という文言を名称に入れることが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、名称を検討する。</li> </ul>

イ 前文

意見書における具体的な内容	本市の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの権利条約及び国内法の整備状況を踏まえるとともに、子どもは権利の主体であり、子どもの権利を根幹に据えることを明確にするという今回の改正の趣旨に鑑み、「子どもは権利の主体である」という文言を前文に掲げることが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、「子どもは権利の主体である」という旨を表現するよう検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの権利にかかる記述については、子どもの権利を制限していると誤解される表現を見直すとともに、子どもの権利の保障についてより明確に示し、子どもの権利について市民に深く理解してもらえるよう修正することが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利の保障の観点から、表現の見直しを検討する。</li> </ul>

- |  |  |
|--|--|
| <p>○ 条例全体を通して散見される「年齢や発達に応じて」という表現については、子どもの権利は年齢や学年にとらわれることなく、一人一人の発達段階に応じ保障されるものであるとの考え方に基づき、「一人一人の発達段階に応じて」と見直すことが望ましいと考えます。</p> <p>○ 「未来の名古屋を担う」という表現には、子どもに対する大人の思いが込められているものと考えますが、「担う」という言葉は、子どもが重荷に感じるおそれがある強い表現であると考えます。子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであり、「子どもが権利の主体」であることを明確に示すため、子どもの主体性を強調した、例えば「名古屋の未来を拓く」という表現にすることが望ましいと考えます。</p> <p>○ 「名古屋」と「なごや」が混在していますので、統一することが望ましいと考えます。</p> | <p>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利は、一人一人の発達段階に応じ保障されるという考え方から、表現の見直しを検討する。</p> <p>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもが権利の主体であるという観点から、表現の見直しを検討する。</p> <p>○ 「なごや」というひらがなの表記については、地名の意味にとどまらず、人、社会等を含めた総称としての表記であり、条例に親しみを持っていただきたいという条例制定当時の考え方反映されているものであるため、このままの表現とする。</p> |
|--|--|

## ウ 第2条 定義

意見書における具体的な内容	本市の方向性
○ 「なごや子ども条例」における大人は、市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者ですが、市及び事業者が定義されていませんので、一覧性を重視するという観点から、市及び事業者についても定義することが望ましいと考えます。	○ 検討する。

## エ 第3条 子どもにとって大切な権利及び責任

意見書における具体的な内容	本市の方向性
○ 第3条では、子どもの権利を規定する一方で、子どもの責任についても言及されていますが、子どもの権利は責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるものであり、相互に権利を認め合うことが他の人を尊重する態度につながることから、「責任」という表現については見直すことが望ましいと考えます。  「社会の責任ある一員であることを自覚し」及び「他者の権利を尊重するよう努めなければならない」という、子どもが責任を負っていると誤解されかねない表現についても改め、「他者の権利を尊重することができるよう必要な支援を受ける権利を持っている」と見直すことが望ましいと考えます。	○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利は、責任を果たすことと引き換えに与えられるものではなく、生まれながらにして保障されるという考え方をもとに、表現の見直しを検討する。

## オ 第4条 安全に安心して生きる権利

意見書における具体的な内容	本市の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもは虐待、体罰、いじめ等から守られる権利があることをより明確に伝えるため、これらを具体的に記載することが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利を明確にする観点から、虐待、体罰、いじめ等を具体的に表現するよう検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第15条で、市が進める施策として「安全に安心して過ごすことができるための居場所づくり」が規定されていますが、児童虐待や不登校の問題などが深刻化している中、安心して過ごすことができる居場所があることを子どもの権利として明確に記載することが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利を明確にする観点から、具体的に表現するよう検討する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いじめや児童虐待など権利の侵害を受けた子どもについて、そのような状態から速やかに回復できるように適切な援助及び保護を受けられることを、子どもの権利として明確に記載することが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利を明確にする観点から、具体的に表現するよう検討する。</li> </ul>

## カ 第6条 豊かに育つ権利

意見書における具体的な内容	本市の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6条に規定している権利は、どれもが子どもがのびのびと豊かに育つために必要な権利です。1つ1つの権利が大切にされるものであるということを子どもに理解してもらうために、1つ1つの権利を個別に規定することが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子どもの権利を明確にする観点から、見直しを検討する。</li> </ul>

キ 第19条 調査研究等

意見書における具体的な内容	本市の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童の権利に関する条約第42条においては、締結国の広報義務が規定されています。「なごや子ども条例」では、広報に関し、第19条 調査研究等の中の第2項に規定されているところですが、現在のなごや子ども条例の認知度や子どもの権利擁護委員の責務等を踏まえ、権利擁護委員とともに市が積極的に広報や普及啓発に取り組んでいく姿勢を明確にするため、広報義務について独立の条文として規定することが望ましいと考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、取り組みへの姿勢を明確にする観点から、見直しを検討する。</li> </ul>

ク その他

意見書における具体的な内容	本市の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現状の条例は、前文だけがです・ます調になっており、条文はで・ある調になっています。子どもにわかりやすく伝え、理解してもらえる条例にするため、条文もです・ます調にすることが望ましいと考えます。</li> <li>○ 子どもの権利や「なごや子ども条例」について、子どもにわかりやすく伝えられるよう、やさしい表現を用いた子ども版のパンフレットを作成したり、日常的に目にできることができる場所に掲示したりするなど、啓発物や周知方法に工夫しながら、子ども向けの広報を行っていくことが必要であると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討する。</li> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、様々な手法を検討し、子ども向けの広報に努める。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 権利の主体である子どもが、「なごや子ども条例」や施策の推進にかかる検討に主体的に参画し、意見を表明することができるよう、子ども会議を設置し、子どもの意見を尊重していくことが望まれます。</li> <li>○ 「なごや子ども条例」の制定からこの間、社会情勢や子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、今後も変化し続けていくことが予測されます。また、こうしたことを背景として、子どもの権利に関する新たな概念が生じ、権利意識が醸成されていくことも考えられます。</li> </ul> <p>そのため、今後も子どもの権利に関する潮流を的確に把握し、必要があると認めるときには条例の内容を適宜見直すことができるよう、附則に規定しておくことが望ましいと考えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、子ども会議の設置に向けた検討を行う。</li> <li>○ ご意見の趣旨を踏まえ、具体的に表現するよう検討する。</li> </ul>
---	---

### 3 今後のスケジュール

令和元年12月～令和2年1月 パブリックコメントの実施

令和2年2月 議案上程

